

メタバース国家の可能性に関する考察

—デジタル空間は国家概念を拡張し得るか—

平盛貴羅†1 梶田尚亨†1

概要

近年、メタバース技術の発展により、人間の社会的活動は物理空間からデジタル空間へと拡張されつつある。本研究では、海面上昇により国土消失の危機に直面するツバルが提唱した「メタバース国家」構想を起点に、メタバースという新たなインタラクション空間が国家概念に与える影響を考察する。特にモンテビデオ条約に基づく国家成立要件との比較を通じて、メタバース国家が現行の国家定義を満たし得ない理由を明らかにすると同時に、国家定義が歴史的に不変ではないことを示す。気候変動という地球規模課題を背景に、メタバースが国家概念を拡張する契機となり得る可能性を論じる。

1. はじめに

メタバースは、仮想空間上で人間が交流し、活動し、社会関係を構築するための新たなインタラクション空間として注目されている。これまでデジタル技術は、現実世界を補助する存在として捉えられることが多かったが、メタバースの登場により、人々の生活空間そのものが物理空間とデジタル空間の双方にまたがるものとなりつつある。

こうした状況の中で注目されるのが、南太平洋の島国ツバルによる「メタバース国家」構想である。ツバルは、気候変動に伴う海面上昇により、将来的に国土の大部分が水没する可能性が指摘されている国家である。これは単なる環境問題ではなく、国家としての存続そのものが現実的に脅かされている状況を意味する。このような背景の下、ツバル政府は、国土が失われた場合でも国家としての機能や文化、国民のアイデンティティを維持するため、国家活動をメタバース空間へ移行させる構想を提示した。

この構想は、「国家は物理的領域を失っても存続し得るのか」という根源的な問いを提示するものである。メタバースと国家概念の関係については、法学の立場から制度的整理を試みた先行研究が存在する [4]。本研究はこれを踏まえつつ、メタバースを技術的に構築されたインタラクション空間として捉え、国家成立要件との関係を改めて検討する点に特徴がある。

2. メタバース国家と国家成立要件

国家成立要件については、1933年に採択されたモンテビデオ条約

が、一般に参照される定式化の一つとして知られている [1]。同条約は、国家の成立要件として「領域」「住民」「政府」「他国との関係を行う能力」の四要素を定めている。本章では、メタバース国家がこれらの要件を満たし得るかを検討する。

まず最大の論点となるのが「領域」要件である。モンテビデオ条約の文言自体には、「領域」が物理的空間でなければならないという直接的な規定は存在しない。しかし、条約が制定された1933年当時、国家の領域とは物理的な土地を指すものとして理解されており、デジタル空間のような概念は想定されていなかったと考えるのが自然である。実際、国際法においては、物理的に存在していても国家領域と認められない空間が存在する。たとえば国連海洋法条約 [2] は人工島に対して領海を生じえないと明確に規定しており、宇宙条約 [3] も宇宙空間における国家の領有権主張を禁止している。このように、物理的構造物ですら国家領域となり得ない例がある以上、仮想空間であるメタバースが現行の国際法秩序において領域として認められる余地は極めて小さいと言える。したがって、メタバース国家は現行の国家定義において、領域要件を満たすことが不可能であり、この点が国家承認における最大の障壁となる。

一方、「住民」要件については一定の可能性が存在する。現代社会では、デジタルIDやオンライン行政サービスが普及しつつあり、物理的な居住地に依存せずに国民を管理し、行政サービスを提供することが技術的には可能となっている。代表的な事例として、エストニアが導入している電子居住制度が挙げられる。この制度

†1 情報経営イノベーション専門職大学

は、国外居住者に対してデジタル ID を発行し、オンライン上での法人設立や行政手続を可能にするものである。ただし、電子居住は国籍や居住権を付与する制度ではなく、あくまで行政・経済活動へのアクセス手段に限定されている。この点からも、住民要件は技術的補完が可能である一方、制度的には依然として物理国家を前提とした枠組みに制約されていることが分かる。

次に「政府」要件について検討する。モンテビデオ条約における政府要件は、国家が主権的に統治権を行使する主体の存在を前提としている。メタバース空間では、運営主体が規約制定や秩序維持といった管理機能を担っているが、その権限は私的契約に基づくものであり、国家主権に基づく統治権とは異なる。したがって、メタバース上に統治機能に類似した仕組みが存在しても、条約が想定する政府要件を満たすものではない。

「他国との関係を行う能力」も、同様に制度的制約が大きい。国際法上、外交関係および外交使節の設置は、ウィーン外交関係条約に基づき、派遣国と接受国という国家間の合意を前提として成立する[5]。同条約における外交使節団は、国家を代表する主体として、接受国の領域内に置かれることが前提とされている。

これに対し、近年一部のメタバースプラットフォーム Decentraland 上で、バルバトスが「大使館」を名乗る仮想施設を設置する事例が見られる。しかし、この施設はウィーン外交関係条約に基づく外交使節としての地位を有するものではなく、条約締結や外交交渉といった国際法上の正式な外交行為を行う主体とは認められない。したがって、これらは他国との関係を行う能力を制度的に代替するものではなく、国家活動を模した象徴的・広報的なインタラクションとして位置づけるのが適切である。

以上を整理すると、メタバース国家と国家成立要件との関係は表 1 のようにまとめることができる。

国家成立要件	メタバース国家との関係
領域	×物理領域前提のため不成立
住民	△デジタル ID で代替可能性
政府	△主権性に欠ける
他国との関係	△国際法上の能力は未成立

表 1 モンテビデオ条約に基づく対応関係

3. 考察：国家定義は不変なのか

メタバース国家が現行の国家成立要件を満たさないという結論は、この構想が非現実的であることを意味するものではない。むしろそれは、国家定義そのものが特定の時代背景や技術水準を前提として構築されてきたことを浮き彫りにしている。国家概念は歴史的に不変のものではなく、社会構造や技術の変化に応じて変

容してきた。主権国家体制自体も、近代以降に形成された比較的新しい枠組みである。

現在進行している気候変動は、ツバル一国にとどまらず、他の島嶼国家や沿岸地域にも深刻な影響を及ぼしている。将来的には、国土の喪失や居住困難化に直面する国家や地域が増加する可能性がある。このような状況において、物理的領域のみを国家存立の絶対条件とする考え方は、再検討を迫られる可能性がある。メタバースは国家を直ちに代替するものではないが、物理空間に依存しない形で人々の共同体や統治機能を維持する手段を提供し得る点において、国家概念を拡張する契機となり得る。

4. おわりに

本研究では、ツバルのメタバース国家構想を手がかりに、メタバースというインタラクション空間が国家概念に与える影響を考察した。メタバース国家は現行の国家定義において成立し得ないが、その不成立は国家概念が歴史的・技術的条件に依存していることを示している。メタバースは、国家概念さえも拡張し得る可能性を秘めた技術であり、今後の社会制度や国際秩序を考える上で重要な示唆を与える存在となるだろう。

参考文献

- [1] Montevideo Convention on the Rights and Duties of States, 1933, Yale Law School, Lillian Goldman Law Library.
- [2] 外務省, 海洋法に関する国際連合条約, 1982.
- [3] 外務省, 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約, 1967.
- [4] 守谷優希, 国際関係の重要課題としてのメタバース国家の登場：ツバルのメタバース国家化の政策リサーチと国家概念再考への一歩, 筑波法政, 2024.
- [5] データベース「世界と日本」：政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所, 外交関係に関するウィーン条約, 1961.